## 高知県知事免許宅地建物取引業者に対する行政処分について

下記の高知県知事免許業者に、令和2年6月3日付で宅地建物取引業法違反による免許取消処分を行ったので、情報の提供を行います。

記

- 1. 処分をした日 令和2年6月3日
- 2. 処分を受けた者

商号又は名称 有限会社東邦ハウジング

代表者氏名 片岡 浩

主たる事務所 高知市小津町4番35号 メゾン東邦2階

免許証番号 高知県知事(8)第1914号

有効期間 平成30年10月1日から令和5年9月30日まで

3. 処分の内容 宅地建物取引業法第66条第1項第3号の規定に基づく、免許取消し。

4. 処分の理由 法人の取締役が宅地建物取引業法第5条第1項第6号に定める欠格事項に 該当することが判明したため。

- 5. 適用条項又は該当条項 宅地建物取引業法第5条第1項第6号
- 6. 根拠条項 宅地建物取引業法第66条第1項第3号